

○海での魚や貝などの採捕にはルールがあり、厳しい罰則もあります！

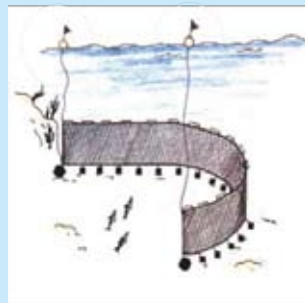
漁業権（一定の水面で排他的に一定の漁業を営む権利）が漁業協同組合に免許されています。漁業権設定区域で、漁協の組合員以外の方がアワビ、サザエ、イセエビ等を採捕したり、刺し網、タコつぼ等の漁具に被害を与えるなど、漁業者の採捕行為を妨げた場合は、「漁業権侵害」で罰せられる場合があります。

漁業法第 195 条第1項

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、100 万円以下の罰金に処する。

○ブイの周辺での釣りはやめてください！

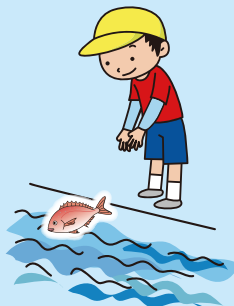
共同漁業権外であっても、水面にブイが浮いていれば、その下には必ず刺し網やタコ壺等の漁具が入っています。釣針がかかり、網が破れたり、漁業者が網を揚げる際のケガの原因となりますので、ブイ周辺での釣りはやめてください。また、漁具破損の大きな原因となりますのでアンカーは決して投入しないでください。



○稚魚・幼魚は放流してください！

いつまでも豊かな資源を保つため、漁業者自身も稚魚・幼魚の再放流を行っています。表に掲げるサイズより小さな魚は再放流してください。この他にも、メバル、カサゴ、スズキなどの稚魚・幼魚の再放流にも協力してください。

対象魚種	放流サイズ
マダイ	全長 17cm
クロダイ	全長 12cm
カレイ類	全長 13cm
ヒラメ	全長 20cm



○まき餌の使用には制限区域又は禁止区域があります！

漁場環境の保全、資源保護等のため、アミ類のまき餌が禁止されている区域とすべてのまき餌が禁止されている区域がありますので、モラルを持って釣りを楽しみ、漁業者の注意には従ってください。

○漁業者の注意を聞き入れてください！

漁場で漁業者に注意を受けた場合は、その注意に従ってください。注意を受けるということは、あなたの行為が関係法令等の違反や操業の妨げになっているということです。

伊勢湾口で 海を利用する皆さんへ

伊勢湾口域には、豊富な資源が存在し、好漁場が広がっています。皆さんにとっては格好のレクリエーションの場である一方、漁業者にとっては、大切な生活の場です。種苗放流など資源保護を行いながら操業をしています。漁業への配慮を忘れずルールを守って楽しい余暇をすごしてください。

伊勢湾口地区海面利用協議会

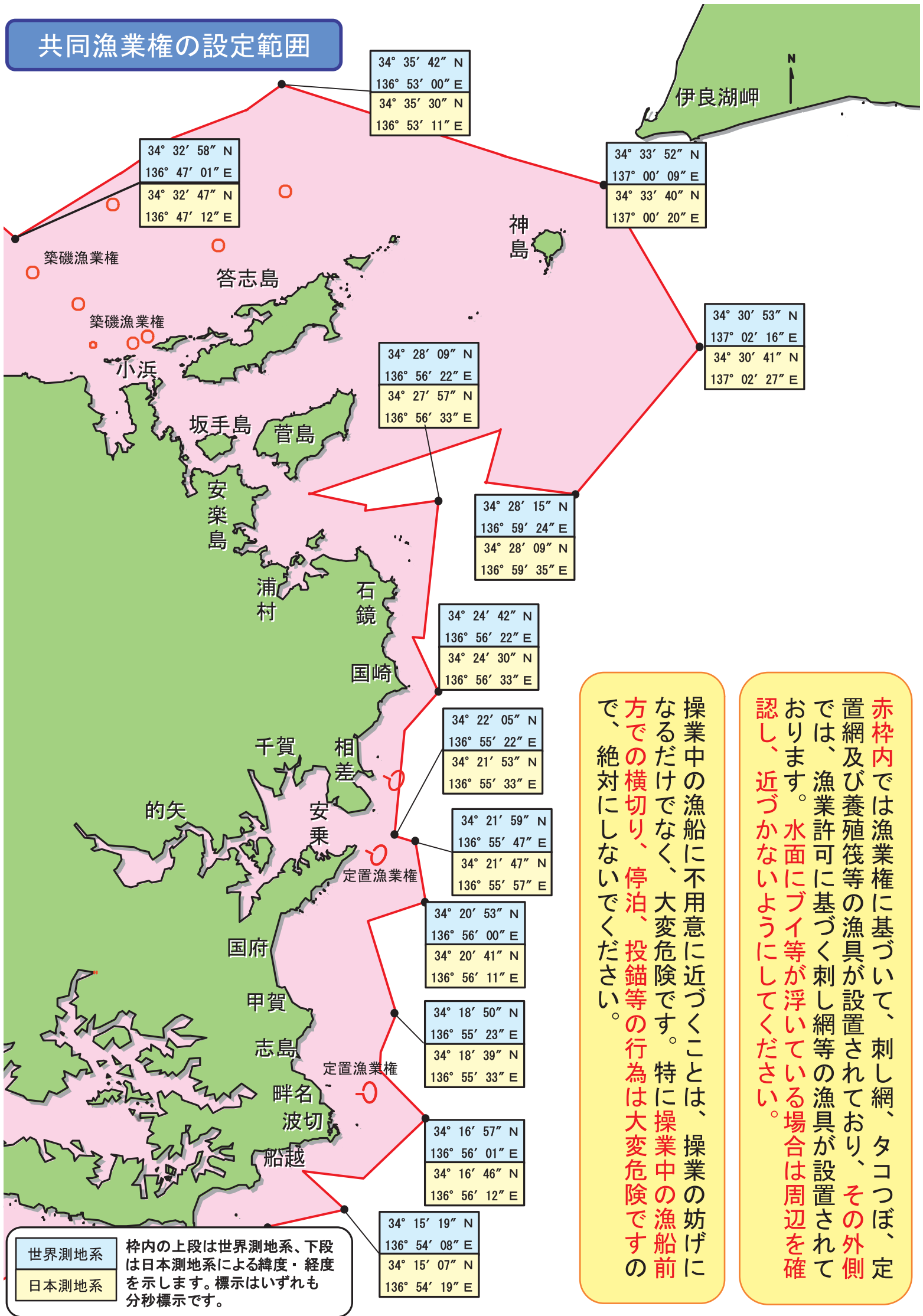
事務局：三重県津市広明町13

三重県農林水産部水産資源課

TEL：059-224-2588

FAX：059-224-2608

共同漁業権の設定範囲



操作中の漁船に不用意に近づくことは、操業の妨げになるだけでなく、大変危険です。特に操業中の漁船前方での横切り、停泊、投錨等の行為は大変危険です。絶対にしないでください。

赤枠内では漁業権に基づいて、刺し網、タコつぼ、定置網及び養殖筏等の漁具が設置されており、その外側では、漁業許可に基づく刺し網等の漁具が設置されております。水面にブイ等が浮いている場合は周辺を確認し、近づかないようにしてください。